

## 意見募集は終了しました

### 野田市健康づくり推進計画21（素案）に対するパブリックコメント手続を実施します

#### 1 募集の趣旨

「野田市健康づくり推進計画21」は、平成17年3月に、国の「健康日本21」や県の「健康ちば21」を踏まえ、健康づくりの推進のために、「個人・家庭でできること」「地域・職場でできること」「行政が支援すること」の実践を通して社会全体で個人の健康づくりを支え、各関係者が連帯しながら健康づくりを推進するよう策定し、中間年に評価と見直しをすることとしておりました。

そうした中で、国の医療制度改革では、中長期的な医療費適正化対策として、メタボリックシンドロームの概念に着目した特定健診、特定保健指導等の生活習慣病対策が柱の一つとされ、医療制度改革に伴い改正された健康増進法の基本方針では、市町村の健康増進計画に対し、医療保険者として実施する保健事業との連携を図ることが盛り込まれました。

以上を踏まえ、本計画の評価と見直しに当たっては、健康に関するアンケート調査を実施し、計画策定時と現在の市民の健康に対する意識や健康状態を比較し、計画策定時に設定した「目標値」の達成状況を確認し、「目標値」や「個人・家庭でできること」「地域・職場でできること」「行政が支援すること」を再検討するとともに、医療制度改革による生活習慣病対策との整合性を図るべく、「野田市健康づくり推進計画21」の策定作業を進めてまいりました。

このたび、野田市保健医療問題審議会の審議を経て、「野田市健康づくり推進計画21」（素案）がまとまりましたのでお知らせしますとともに、市民の皆さんから広くご意見、ご提案をいただきたく、次の方法でパブリックコメント手続を実施します。

#### 2 パブリックコメント手続実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第2号  
「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改定」

#### 3 意見募集の資料

◆野田市健康づくり推進計画21（素案）（PDF：80KB）

#### 4 資料の閲覧方法

- ◆ 市ホームページ内 パブリックコメント手続を実施します。
- ◆ 文書閲覧
  - ・保健センター1階
  - ・関宿保健センター1階
  - ・市役所1階行政資料コーナー
  - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
  - ・市内各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿北部、関宿中部、関宿南部）
  - ・市内各図書館（興風、南、北、せきやど）

## 5 意見の募集期間

平成21年2月2日（月）～平成21年3月4日（水）※意見募集は終了しました

## 6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤・通学している方、本案に利害関係を有する方

## 7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-0003 野田市鶴奉7番地の4 野田市 保健福祉部保健センター あて ※3月4日の消印有効
◇持参の場合	○保健センター、関宿保健センター 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土、日及び祝日を除く）
	◇意見投函箱 ○市役所1階総合案内 いちいのホール1階関宿支所窓口 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土、日及び祝日を除く） ○各公民館、各図書館 受付時間：各施設とも開館時間内（休館日を除く）
◇ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7125-1001
◇電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

## 8 様式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市健康づくり推進計画21(素案)に対する意見と書いて、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

## 9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、ご意見をいただいた方への回答も行いませんのであらかじめご承知おきください。

## 10 問い合わせ先

野田市 保健福祉部保健センター  
電話 04-7125-1188